

軽井沢町議会議員の海外行政視察参加基準に関する内規

(趣旨)

第1条 国際親善文化観光都市の議員として自覚と目的意識を持ち、広く海外に目を向け、見聞を広め、もって議員活動の一助とするために、この公費負担について次の事項を定める。

(対象)

第2条 全議員を対象とし、1任期中1人1回限りとする。ただし、公式訪問等は除く。

(視察地)

第3条 議員の海外行政視察は、目的を明確にし、その目的に応じた適地を選定する。

(公費負担)

第4条 旅費は、参加費用(実費額)の60パーセントを限度とする。

(参加申し出)

第5条 海外行政視察を希望する者は、5月末日までに議長に文書で申し出をするものとする。

(決定)

第6条 議長は、参加申し出があった場合は議会運営委員会の意見を聞いて可否を決定し、全員協議会において参加者に視察地、目的、研修費用等について説明を求める。

(視察報告)

第7条 海外行政視察を実施した者は、帰国後速やかに議長に対し、各自視察報告書を提出するものとする。

(その他)

第8条 議員として海外行政視察に関しては、議員間の餞別、土産品等の交際を行わないものとする。

(補則)

第9条 この内規で定めるもののほか必要な事項は、全員協議会に諮って決定する。

附 則

この内規は、平成2年2月23日から適用する。

附 則

この内規は、平成5年4月1日以降に実施する海外行政視察から適用する。

附 則

この内規は、平成7年12月7日以降に実施する海外行政視察から適用する。

附 則

この内規は、平成10年3月17日をもって凍結する。(全員協議会決定)

附 則

この内規は、平成12年3月31日をもって凍結を解除し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年2月25日から適用する。